

開催年月日 令和6年10月18日(金)

開催場所 調布市役所5階市長公室

第5回

調布市下水道事業経営戦略

改定検討に係る専門委員会

議事録

【次第】

- 1 開会あいさつ
- 2 議 事
 - (1) 調布市下水道事業経営戦略(案)について
 - (2) 使用料体系の在り方
- 3 その他
- 4 閉会

○長岡委員長 それでは、定刻となりましたので、第5回調布市下水道事業経営戦略改定検討に係る専門委員会を始めます。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日は、田波委員が御都合により欠席と伺っておりますので、5名で議事を進めてまいります。

それでは、まず、本日使用する資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料の確認をお願いします。

本日使用いたしますのは、まず、資料1「式次第」。資料2「調布市下水道事業経営戦略(案)」と書かれたものです。続いて、資料3「使用料体系の考え方」、続いて、資料4「委員名簿」、そして、最後、「新選組局長 近藤勇 生誕190周年」と書かれた案内の5点となっております。

資料に過不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。——よろしいでしょうか。

○長岡委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、傍聴希望者の有無について事務局に確認します。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 傍聴者はいらっしゃいません。

○長岡委員長 分かりました。それでは、議事の途中で傍聴希望があった場合には、その都度入室していただきますので御承知おきください。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

「1, 調布市下水道事業経営戦略(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「調布市下水道事業経営戦略(案)」について説明させていただきます。

この経営戦略案につきましては、これまで委員の皆様にご検討いただいた内容を基本に策定しておりますので、本日は確認の意味を込めて、要点をかつまんで説明させていただきたいと思っております。

また、本日いただいた意見等を踏まえて、経営戦略(案)を確定し、来月11月にパブリックコメントにて市民等の意見を募集する予定となっております。

それでは、1ページ目、第1章、経営戦略の改定にあたって、「1経営戦略策定の意義」から説明させていただきます。

ここでは、近年、人口減及び節水技術の進展による下水道使用量の減少、さらには下水道施設の老朽化に伴う大量更新時期の到来により、全国的に下水道事業の経営環境は厳しさを増していること。そのような状況において、国は地方公共団体に対して、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定・改定を求めていること。

調布市においては、令和2年度に官庁会計から公営企業会計へ移行するとともに、「調布市下水道事業経営戦略」を策定したこと。そして、公営企業会計移行後の4か年分の決算では、経常収支比率、経費回収率の値が低水準で推移するなど、経営課題が明確化したこと。以上のことから、令和2年度に策定した調布市下水道事業経営戦略の改定を行うことを述べております。

続いて、2ページ、「経営戦略の位置付け」ですが、こちらでは令和2年度に策定しました下水道分野のマスタープラン「調布市下水道ビジョン」を経営戦略としても位置づけている旨を説明しております。

続いて、「3計画期間」においては、今回策定する改定経営戦略の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とすること、また、改定後につきましては5年に1度は見直すこととしております。

続いて、次のページ「4、経営の基本方針」でございます。こちらは「調布市下水道ビジョン」の基本方針と併せて、今回改定する経営戦略が調布市下水道ビジョンのどの部分に該当するのかの対応表を作成しております。

次のページに移りまして、「第2章 事業の概要」「1事業の現況」「(1)施設」について説明いたします。

まず、「①施設概要」では、供用開始年度等の基礎的な情報を盛り込んでおります。

続いて、「②施設の整備状況」では、昭和43年に公共下水道事業の事業計画の認可を受け、昭和47年に供用開始したこと、また、調布飛行場等が所在する野水処理分区につきましては未整備区域となっていることを記載しております。

続いて、次のページに移りまして、「③施設の経過年数」の状況ですが、令和5年度末時点で、法定耐用年数50年を超える管渠は全体の21%、10年後の令和15年度には83%となり、老朽化が急速に進行していることを記載しております。

下の図、下水道管路延長の推移を掲載しております。昭和40年代の中頃から、昭和50年代中頃にかけて、集中的に管渠の整備を行ったことが視覚的に分かりいただけることかと思えます。

続いて、次のページに移りまして「(2)下水道使用料」です。

こちらでは、現在の調布市の使用料体系を掲載しております。種別としましては、一般汚水に加えて、浴場汚水、共用汚水の3つがございます。

続いて、次のページ「(3)組織の状況」においては、職員数及び組織体制を掲載しております。

職員数の推移では、昭和54年においては最多の42人体制で事業を実施し、現在は18人体制で行っていることを図示しております。

続いて、次のページ「2 民間活力の活用状況等」についてでございます。

本年度、令和6年度から実施している包括的民間委託を取り上げております。

「(1)包括的民間委託の概要」「(2)導入の背景」「(3)対象業務」について記載してございます。

ページを移りまして、10ページ「第3章 現状分析」について説明いたします。

まず、「1 収支分析」ですが、ここでは収益的収入、収益的支出、資本的収入と資本的支出について、それぞれ構成比と内訳を、令和5年度実績値を用いて説明しております。

続いて、ページを飛びまして12ページを御覧ください。

ここでは、「経営指標を用いた現状分析」について記載してございます。

まず、「(1)経営指標の説明」では、経営指標の分析対象となる項目について説明してございます。

続いて、「(2)指標分析」では、調布市と全国の類似団体の数値の推移を図示しております。

ページを飛びまして、18ページを御覧ください。

現状分析のまとめを記載しております。まず、「管渠の急速な老朽化」について。続いて、「急激な物価高騰」について。次に、「建設需要の増大」について。次に、「改善を要する経営指標」について。最後に、「下水道使用料収入の減少」について。言及しているところです。

次のページに移りまして、「第4章 将来の事業環境」に移ります。

まず、「1 処理区域内人口と有収水量の予測」ですが、ここでは調布市の人口は令和12年度の約24万2,000人をピークに減少に転ずる見込みとなっていること。そして、1人当たりの有収水量は既に減少基調となっており、将来的には人口減と併せてさらなる有収水量の低下が想定されていることを記載しております。

「2 使用料収入の見通し」ですが、こちらでは、使用料収入は1人当たりの有収水量の減少に加えて、人口減少も重なり、今後も低下が予想されることを記載しております。

次のページへ移りまして、「3 施設の見通し」でございます。

こちらにつきましては、調布市下水道ビジョンの文言を一部修正の上、引用しているものでございます。

まず、本資料3ページの表に記載しております、基本方針Ⅰ 下水道施設の維持管理 における 取組の柱① に対応する (1)気候変動による影響への適応策の構築 については、浸水対策について記載しております。

取組の柱② に対応する 下水道施設の持続的な管理 につきましては、地震対策と老朽化対策。

取組の柱③ に対応する脱炭素・循環型社会に向けた取組の推進につきましては、合流式下水道改善及び脱炭素・循環型社会への貢献について記載しております。

次のページへ移りまして、下水道施設の新築・更新等に関わる支出として、資本的支出の見通しを掲載しております。

グラフの下には、計画期間における主な事業と概算事業費を表でまとめております。

次のページでは、下水道施設の維持管理に関わる支出を含む収益的支出の見通しについて記載しております。

続いて、3ページの基本方針Ⅱ 組織の対応力の向上に対応する 4組織の見通しですが、こちらにつきましては（1）組織体制の強化（2）危機管理体制の構築（3）情報発信の強化について記載しております。

続いて、基本方針Ⅲ 持続的な経営の確立に対しては、第5章投資・財政計画 そして 第6章将来に向けた財政上の経営課題と解決策 を記載してございます。

24ページ、第5章 投資・財政計画についてですが、まずシミュレーションに当たっての条件を記載しております。

次のページ、2 投資財政計画 では、まず（1）収益的収支 についてです。グラフのとおり、令和16年度までの計画期間においては、法定耐用年数を超える管渠の増加により、令和5年度決算において、費用全体の約4割を占める減価償却費が減少基調となっていることから、支出は低下しておりますが、計画期間後は上昇に転じております。

収入につきましても、減価償却費と連動する長期前受金戻入の減少により、計画期間は低下しております。

次のページの（2）資本的収支 に移ります。

資本的支出については、先ほど21ページの 施設の見通し で説明させていただきましたとおり、老朽化・劣化対策、浸水対策、地震対策などにより、計画期間中は高水準で推移し、長期的にはさらに増加していく見込みとなっております。

資本的収入につきましては、支出と併せて増加傾向となりますが、企業債発行額の適正規模は、経営指標の一つである企業債残高対事業規模比率に明確な数値基準がないため、目標は設定せず、他の指標等を活用して総合的に判断してまいります。

次のページでは、現金収支の見通しと現預金残高の見通しを2つ記載してございます。

下の現預金残高の見通しのグラフでは、令和14年度に現預金が枯渇する予測となっております。

次のページに移りまして、「（4）主な経営指標の見通し」としまして、委員会で目標値として定めた経常収支比率及び経費回収率の2つの指標を掲載してございます。

①の経常収支比率は、計画期間及びそれ以降についても100%を下回っており、年々低下してございます。

②の経費回収率につきましても、経常収支比率と同様に、計画期間及びそれ以降についても100%を超えることはなく、減少基調となっております。

次のページ、「第6章、将来に向けた財政上の経営課題と解決策」についてです。

まず、「1 財政上の経営課題」について3点と、「2」で「目標値」を記載しております。

併せて、なぜ現預金残高を目標値にしたのかについての説明文を、下のほうに記載してございます。

次のページからは、「経営課題の解決策」について記載しております。

まず、1つ目の解決策としては、「(1)管路の劣化状況を踏まえたストックマネジメント計画に基づく事業費の縮減及び平準化」となります。

「①」に、「調布市ストックマネジメント計画の概要」を説明しております。

次のページ、②では、単純更新した場合と、その下の最適化シナリオで更新した場合の事業費の比較を掲載しております。

ページを移りまして、「(2)仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化による維持管理費等の縮減」です。

「①自然流下化事業の概要」、「②費用縮減効果」をグラフで示しております。グラフで示しましたとおり、35年で損益分岐点を迎えて、50年後には10億6,500万円の費用縮減効果を見込んでおります。

続きまして、「(3)包括的民間委託による業務効率化等の推進」でございます。

詳細については、資料8ページにて掲載しているとおりでございます。

次に、「(4)その他経費縮減の取組」を掲載しております。

続く「(5)」では、「収入確保の取組」を記載しております。今年度はデザインマンホール蓋の製作・設置に関わる財源確保のために、クラウドファンディングの活用を新たに開始したところです。そのことについても記載しております。

次に、ページを移りまして「(6)下水道使用料水準の見直し」を記載しております。

使用料の仕組みを市民の皆様にご理解いただきたく、ページを割いて説明しております。

まず、「①使用料水準算定の考え方」ですが、ここでは独立採算制の原則、雨水公費・汚水私費の原則について触れ、次のページの「(イ)費用と財源の関係」では、汚水処理費のうち使用料対象経費を下水道使用料で賄っていることを、図を用いて説明しております。

参考として、国から通知される繰出基準についても、下の囲みで説明しているところでございます。

次のページに移りまして、「②使用料対象経費」の算定ですが、まず算定期間につきましては、経営戦略の改定に合わせて5年間としていることを記載しています。

そして、次のページでは、原価計算表を用いて使用料対象経費を計算しております。

次のページに移りまして、「(ウ)資産維持費の算定」ですが、ここでは使用料対象経費に資産維持費を加えること、そして、調布市においては資産維持費は目標とする現預金18億円に対する不足分としていることを記載しております。

以上を踏まえた上で、次のページ、「③財務シミュレーションの結果」を記載いたしました。

目標に対して、計画期間の最終年度のシミュレーション結果の値を記入しております。経常収支比率については、最終年度106.8%、経費回収率については106.7%、現預金残高18.2億円と、シミュレーション上はなっております。

ページを移りまして、40ページです。「④使用料改定率・実施時期等」の設定になります。

こちらは、数値目標、改定率、改定時期について表でまとめているところです。

ページを移りまして、次のページ、「4 投資・財政計画に未反映の取組ほか」となります。

ここでは、「(1)事業費に未反映の事業」、そしてその下「(2)事業費の見直しが予想される事業等」について記載しております。

続いて、次のページ、「5 今後検討予定の取組概要」です。

ここでは、「(1)今後の投資についての考え方・検討状況」、そしてその下に「(2)今後の財源についての考え方・検討状況」、そして次のページですが、「(3)投資以外の経費についての考え方・検討状況」について記載しております。

次のページ、「6 使用料体系の考え方」に移ります。

調布市のパブリックコメント条例においては、納付すべき金銭に関する政策等の策定等については適用除外となっておりますので、下水道使用料もこの条文に該当いたします。そのため、この経営戦略案においては、あくまで使用料体系の考え方のみに着目して掲載し、市民等の意見を募りたいと考えております。

資料説明に戻ります。まず「(1)使用料体系の概要」ですが、「① 二部使用料制」について。そして「②使用料体系の仕組み」では、汚水処理費の内訳と財源、基本使用料と従量使用料の割合について触れております。

次のページでは、参考として、使用料体系の種類について掲載しています。

続いて、「(2)調布市の使用料体系<一般汚水>」、46ページです。

こちらでは、調布市と併せて都内類似団体の現行の使用料体系と月額使用料を記載しております。

次のページ、「(3)使用料体系<一般汚水>の考え方」では、各項目に対する考え方を一覧表にまとめております。

次のページ、48ページでは、都内類似団体との累進度の比較表を掲載いたしました。

最後、「第7章、経営戦略改定後の検証・更新」では、策定した経営戦略は、PDCAサイクルによって進捗管理をしていく旨を記載しております。

事務局からの説明は以上となります。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見や御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。では、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 2点伺いたいと思います。1点目は人口なのですが、将来の人口推計によると、令和12年度24万2,000人がピークと書いていますが、これは全庁的に様々な計画等あると思うのですが、調整が取れているものかどうかということが1点。

それから、12ページに経常収支比率が出てきましたが、一般会計で経常収支比率というと、市町村などの一般会計の健全化の比較などに使う非常にポピュラーな数値で、経常収入があって、そのうちのどのぐら

い経常的な支出に使ったかということで見ていますから、残りが臨時的なものだったり、違うものに、建設的なものだったりに充てられるので、経常収支比率は低いほうが健全だという見方をしています。

一方で、下水の場合は経常収支比率100%を目標にしているということですから、その辺の数値についての説明も入れた方がよいのではないかと思います。その2点です。

○長岡委員長 では、2点、事務局、御回答をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

まず、1点目の人口推計に関しまして、全庁的な調整が取れているかという御質問だったのですけれども、50ページの参考資料の参考1を御覧いただきたいのですが、こちらは令和4年3月時点で推計を出しているものでございまして、こちらは調布市の企画部門が出している推計となっており、これを全庁的に使っております。

2番目の御質問につきまして、経常収支比率でございます。12ページに指標の説明がございまして、下水道事業、公営企業としての一般的な説明を記載しておりますが、一般の方が御覧になったときに分かりやすい書き方に見直しをしたいと思います。しております。

具体的には、経常収支比率につきましては100%を目標とする。損益計算書上、赤字が出ないようにということで100%以上を目標とするということでございまして、その辺りを明示したいと思っております。

それから、少し補足しますと、その次の累積欠損金比率につきましては「0」であることが必要であったりとか、次の流動比率につきましては高いほうがいいということですか、また、企業債残高対事業規模比率につきましては、明確な数値基準がないので、今回、改定経営戦略につきましては、数値目標を定めないという方向で考えております。

○長岡委員長 よろしいですか。

○事務局 委員長、すみません。

○長岡委員長 はい、どうぞ。

○事務局 1点目の将来人口推計の補足ですが、50ページの人口推計については、令和5年度から市全体の総合計画、4か年の基本計画を定めるに当たって、その前提として出した推計になりますので、こちらを用いることで市施策との全体の整合性を取っているということになります。

○長岡委員長 はい、ありがとうございます。

では、ほかの委員の方、いかがですか。では、高橋副委員長。

○高橋副委員長 私からも2点お伺いしたいと思います。

まず、25ページで、投資財政計画、「(1)収益的収支」で、予測のグラフを出していると思います。上のほうに文章でも書いていますが、改めての確認ですが、令和9年、10年、11年頃の当年度純損益がかなり波打っているように見受けられるので、ここはどういう理由で増減しているのかをお伺いしたいと思います。

もう1点が、13ページ目以降で、経営指標の結果がグラフで表示されていますが、この類似団体平均の令和5年度は、現時点では国から数値が公表されていないことから表示されていませんが、最終的に公表する際はどうされるのか。公表タイミングによっては入れるのか、入れないのかという御判断もあろうかと思うので、今の時点で考えがあれば教えてください。

以上です。

○長岡委員長 はい、ありがとうございます。では、事務局、お願いします。

○事務局 御質問ありがとうございます。まず25ページの収益的収支のグラフに関しまして、当年度純損益が波打っているということで、令和8年度からかなり下がって11年度で少し持ち直しています。この内訳としましては、下水道事業費用について、令和8年度については、流域下水道維持管理負担金の単価の見直しが予定されているため、単価が上がった場合にどうなるか調布市独自の試算でシミュレーションした値を反映していることから費用がかさんでおります。

9年度につきましては、仙川汚水中継ポンプ場について帳簿上の除却ができる年度になっております。現在、自然流下化事業を進めておりまして、今年度で完成予定なのですが、令和9年度をめどに帳簿上から落とすことを考えていますので、約7,000万円の費用を計上しています。

それから、令和10年度につきましては、こちらもポンプ場につきまして、実際に工事の解体——まだ詳細は決まっておりますが、地下を残して地上だけを解体した場合、解体費が約2億円はかかるだろうということで、特別損失を計上していることから、かなり費用が上がっております。

令和11年度から少し持ち直していますが、こちらは減価償却費が年々減少傾向となっております、かなり減が著しいので、こういった形になっております。

最初の質問については、回答は以上になります。

2番目につきまして、各経営指標、13ページ以降の経営指標の類似団体平均の令和5年度分に関しましては、現状は公表されていないので記載しておりません。これが恐らく来年2月とか3月に公表されると思いますので、そのタイミング次第で、間に合えば反映させたいのですが、2月にはこの経営戦略案を確定させたいと思っているので、タイミング的に少し難しいかとは思っております。以上でございます。

○長岡委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。では、持田委員、お願いします。

○持田委員 41ページ未反映の取組などについてです。東京都関係の維持管理負担金、そのほか整備

費用等は未反映もしくは金額を決定できないと説明がありましたが、その辺が判明していったら、経営戦略にはどのように反映させるのかについて記載があったほうがいいというのが1つ。

それと、もう1つ同じような話ではあるのですが、この辺の事業費とかが、少しずつ判明したときに、その都度見直していくのか、それともまとめて見直すのか、その辺の頻度みたいなものも記載した方がいいのではないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○長岡委員長　いかがでしょうか。

○事務局　ありがとうございます。まず1点目の御質問に関しまして、未反映の事業費など、こちらの反映の方法といたしまして、40ページに米印で記載させていただいております。

米印の1つ目になります。改定率につきまして、令和5年度決算を踏まえて、令和6年7月時点で見込まれる経営状況に基づいて試算している旨を書いております。実際に改定を行うに当たりましては、その時点における経営状況等に基づき算定しますとしておりますので、経営戦略案としてはこちらの数値になりますが、実際に下水道条例を改正して、市民の皆様にご負担いただく段階においては、その時点の経営状況を反映したいと考えておりますので、このような記載になっております。

それから、2番目につきましては、事業費が判明次第、都度都度改定を検討するのかといった内容かと思いますが、東京都水道局に下水道使用料の徴収委託をしているため、改定のたびに水道局のシステム改修の費用が都度かかりますので、何度も段階的というのは難しいところがございます。ですので、今想定している必要な水準を、一気に改定せざるを得ないということを40ページに補足として記載をしたいと考えております。

以上です。

○長岡委員長　よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

では、私からの確認なのですが、先ほど25ページの図で、下水道事業収益の黒い棒がR16まで下がってきて、そこから回復しているようになっていますが、これはどうしてでしたか。

○事務局　費用の幅とは全く異なりますが、減価償却費が一旦落ち着いて、長期前受金戻入も落ち着いて、そこから今現在、改築・更新をしておりますので、その分のまた長期前受金戻入と……。

○長岡委員長　その前受金が入ってくるから、ちょっと上がってくる。そういうことですか。分かりました。では、意見交換をいたしましたので、調布市下水道事業経営戦略(案)については、委員の意見を踏まえて若干修正した上で、本経営戦略(案)を基にパブリックコメントを実施して、市民意見を募ってください。よろしくお願いいたします。

○長岡委員長 では、続きまして議事の「2 使用料体系の考え方②」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、使用料体系の考え方について説明いたします。資料の3を御覧ください。

1ページ目から説明させていただきます。前回の委員会で使用料体系の考え方について御意見を伺いましたが、今回、その続きとなります。

「1 前回の振返り」です。「(1)使用料水準の在り方」についてですが、安定した下水道事業経営のためには、改定経営戦略の計画期間の最終年となる令和16年度に目標値を満たす水準とすることとしました。

目標値は、経常収支比率100%、経費回収率100%、現預金残高18億円となります。そして、試算の結果、目標を満たす使用料改定率は29.8%となりました。

続いて、「(2)使用料体系の考え方」についてですが、まず二部使用料制については継続としました。これは、従量使用料に基本使用料を併置することで、経営の安定性を高めるというものでございます。

続いて、基本使用料につきましては、固定的経費に充てる割合を高めることといたしました。これは、固定的経費を可能な限り基本使用料で回収することで、より経営の安定性を高めるといいます。

下の図で、令和5年度決算値を用いて説明いたします。

固定的経費は、下水道使用料の徴収委託料で構成される需要家費が15%、それに減価償却費や企業債支払利息等で構成される固定費が28%の、合計43%となります。

しかし、現状では、現行の使用料体系で徴収している基本使用料の割合は30%となっており、固定的経費の43%とは13%の開きがあり、この差をできる限り近づけようというものでございます。

続いて、基本水量制につきましては、「継続する」といたしました。ただし、現行10m³となっている基本水量の範囲につきましては検討課題としたところでございます。

最後に、累進度についてですが、基本使用料を含めた累進度は、類似団体との比較において累進度を低くする。基本使用料を含めない従量使用料のみの累進度については、現行の低水準を維持しつつ、使用者の分布等を考慮して使用料体系を設定するとしてところでございます。

以上が、前回までの振返りとなります。

続いて、次のページに移りまして、「2 本日の検討事項」です。

前回の委員会で試算された下水道使用料水準29.8%という改定率は、使用料算定期間となる令和8年度から令和12年度の5年間の目標総額となる、112億4,337万6,000円から、現行の使用料総額86億6,216万5,000円を割って算出したものとなります。1年分の金額に直しますと、表の下に記載しておりますが、1年当たり22億4,867万5,000円の使用料収入となります。

本日は、この目標額22億4,867万5,000円を満たすためには、どのような使用料体系の在り方にするのか、委員の皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

次のページ、「3 使用料体系改定のポイント」に移ります。前回委員会の御意見等を踏まえて、次の点を考慮して使用料体系を検証いたしました。

まず、「(1)使用料区分の見直し」ですが、こちらは使用料体系を策定するに当たっての前提条件となるものでございます。

まず、1点目として、基本水量を10㎡から8㎡へ見直します。

これは、1人世帯の1か月の平均水量が8㎡であることから、平均より多く使用する場合は従量使用料区分で相応の負担をいただくというものでございます。

次に、使用料区分21㎡から50㎡を2つに分割いたします。

これは、一般家庭からの污水排出量はおおよそ30㎡以内であることから、21㎡から50㎡の使用料区分を21㎡から30㎡、そして31㎡から50㎡に分割の上、21㎡から30㎡については一般家庭に配慮した使用料を設定するというものでございます。

下の図、使用量区分別使用料を御覧ください。こちらは令和5年度実績ベースで作成しております。

この図では、縦軸を使用料及び件数、横軸を最小単位で割った場合の使用量区分で示してございます。

この図から分かることですが、まず件数を示している赤の折れ線グラフを御覧ください。50㎡以下の使用者が大半であることがお分かりいただけるかと思えます。

一方、棒グラフにつきましては、区分ごとの使用量を積み上げたものでございますが、21㎡から30㎡までがボリュームゾーンであることがお分かりいただけるかと思えます。

そして、今回の基本水量の変更により、9㎡から10㎡の区分が、基本使用料から従量使用料となる11㎡から20㎡と同じ区分へ移行します。また、21㎡から50㎡につきましては、これまでは同一区分でしたが、分割して、図のとおり21㎡から30㎡と、31㎡から50㎡に分割することといたしました。

図の説明は以上です。

戻りまして、「3(2)経営の安定性の向上」についてでございます。

これまで低廉であった基本使用料区分の改定率を高めることで、基本使用料の割合を固定的経費の割合に近づけて、経営の安定性を高めます。

続いて「(3)公平性への配慮」でございます。基本使用料区分の改定率を高めることで累進度を緩和し、公平性に配慮します。

以上が、改定に当たってのポイントとなります。

次のページに移りまして、「4 使用料体系の改定パターン」について説明いたします。

使用料体系の在り方を考える上で、まず初めに現行使用料に一定の改定率を乗じた体系と、固定経費を基本使用料で回収する体系の2つの特徴的なパターンで検証いたしました。

結論から申し上げますと、どちらのパターンも見直すべき点が明らかになりましたので、その点を御説明いたします。

まず「パターン1 均等改定」についてです。

こちらの使用料体系の表の見方でございますが、左から順に使用料区分、現行の単価、そして改定後の単価、引上げ額、そして最後が改定率となっております。また、表の下にも記載しましたが、基本使用料から従量使用料に移行した関係で、9㎡から10㎡区分の引上げ額及び改定率は、現行基本使用料を1㎡当たりの使用料35円に換算した上で算定しております。そして、従量使用料につきましては、1㎡当たりの単価を記載しております。

そして、この均等改定のパターン策定に当たりましては、現行単価に全区分同率を掛けて改定単価を算出しております。改定率は一番右側でございますとおり19.6%、使用料水準の改定率29.8%より10ポイント低下しております。これは、9㎡から10㎡区分が基本水量の変更により従量使用料に移行したことが要因となっております。ですので、9㎡から10㎡区分につきましては、改定率にすると177.8%と高い値になっております。

この均等改定を検証しますと、表の右側に記載しましたが、基本使用料の割合は現行の32.2%から29.7%と2.5ポイント減少しており、経営の安定性が損なわれる結果となっております。

表の下には、使用料区分別の使用料予測の図を載せております。前ページと同じく、縦軸が使用料と件数、横軸が使用料区分となっております。表内の棒グラフは、黄色が基本使用料、青色が従量使用料になっていますが、少量使用者ほど基本使用料が高いことがお分かりいただけるかと思えます。

そして、そのグラフの右側の表では、先ほど2ページで触れました使用料目標額22億4,867万5,000円を満たす使用量総額となることを示しています。1円単位で使用料単価を調整しても、目標額から誤差が生じてしまいます。

次のページ、パターン2に移ります。

こちらは固定的経費の全額を基本使用料で回収する使用料体系となっております。経営の安定性を確保する上では理想的な使用料体系となるものの、表が示すとおり、0㎡から8㎡の基本使用料が350円から606円と、256円増。改定率は73%と高水準になる一方、11㎡以上の区分につきましては、従量使用料の引上げ額はほぼないことから、少量使用者に過度の負担を強いる使用料体系となってしまいました。

なお、下の図の使用料区分別使用料予測を、前ページの均等改定の図と比較すると、棒グラフの黄色の部分、基本使用料の割合が大きくなっていることがお分かりいただけるかと思えます。

以上の特徴的な2つのパターンの検証から、改定の方角について次のページでまとめてございます。ページをおめくりください。

「(2)改定の方角」ですが、まず方向1といたしまして、基本水量の変更に伴う少量使用者の負担を軽減するというものでございます。

9㎡・10㎡の区分を基本使用料から従量使用料へ変更したことにより、9㎡以上の少量使用者は比較的大きな影響を受けることから、従量使用料の最小区分となる9㎡から20㎡区分につきましては、マイナス改定も含めて検討いたします。

次に、方向2といたしまして、一般家庭に配慮した調整を加えるというものでございます。

基本水量を10m³から8m³に変更したことに加えて、基本使用料が相対的に高水準の改定率となることから、3ページの「3 使用料体系改定のポイント」でも触れましたように、新たな区分、21m³から30m³については、改定率を極力抑えます。

最後、方向3 都内類似団体の使用料体系を参考にする というものです。

こちらは都内類似団体の使用料体系と地域的な均衡が保てるよう配慮するというものでございます。

以上の改定の方向を踏まえて、次のページのとおり参考パターンを作成してございます。

まず、経営の安定性の向上の観点から、都内類似団体を参考に、基本使用料を現行単価から160円引き上げ、510円に設定いたしました。その結果、基本使用料の割合は4.0ポイント増となる36.2%となりました。ただし、固定的経費の割合43%には足りていない状況でございます。

次のページに移りまして、公平性への配慮という観点から、累進度を検証しております。上の囲み、累進度①は、基本使用料を含めた累進度となりますが、こちらは改定前649%だったものが、改定後は452%と改善しています。基本使用料を含めた累進度は低下したため、一定程度の公平性は図られております。

下の累進度②は、従量使用料区分のみの累進度となりますが、改定前に280%だったものが、改定後は395%となっております。上昇したものの、都内の類似団体では平均的な数値となっております。

続いて、污水处理費から見る使用料区分の妥当性についても検証してございます。

これは、使用者間の負担感のバランスを整える目安として、使用料が多額となっている区分である21m³から30m³の1m³当たりの単価を原価相当額に設定できないかを検討いたしました。前回の委員会で、私も事務局から提案させていただいたものとなります。

結果ですが、仮に参考パターンのとおり改定しても、経費の増加に伴う原価上昇などにより、30m³以下の使用者は原価よりも低い使用料単価となるというものとなりました。

図で説明いたしますと、まず左側が現行体系の表となります。縦軸が1m³当たりの使用料、横軸が使用水量です。なお、横軸につきましては、使用量区分を考慮して作成したため、右側にいくほど水量が急激に増えてございます。そのため、棒グラフの上昇カーブが累進度以上に急勾配であることを御承知おきいただければと思います。

まず、左側の図、現行体系となりますが、赤色の実線が污水处理原価のラインとなります。令和5年度実績額で、84.14円のラインとなります。この線に見合う単価となるのは、使用水量50m³を少し超えたところとなっております。

次に、右側の図は参考パターンの図となります。使用料単価は上がったものの、同時に污水处理原価も96.7円と上昇してございます。結果として、50m³少し手前辺りで污水处理原価相当を負担していることがお分かりいただけるかと思えます。

以上のことから、参考パターンのとおり改定した場合であっても、50m³以上の使用者が污水处理原価相当を負担していることが分かります。

次のページに移ります。ここでは、類似団体との比較を表にまとめております。

類似団体と比較して、いずれの区分においても過度な使用料設定にならないよう配慮しております。基本水量の違いもあるので、一概に比較はできませんが、基本使用料は上位2番目の水準、20㎡から1,000㎡については3番目、最後の1,000㎡を超えた区分につきましては4番目となっております。

次のページに移りまして、「5 標準世帯の月額使用料のイメージ」となります。

参考パターンに基づいて試算した結果、世帯人数別の平均使用水量に対する消費税等込みの月額使用料は次のとおりになります。世帯人数別の1か月の平均となる使用水量ごとに、現行使用料、改定使用料、そして引上げ額について記載しています。1人世帯では現行使用料385円が561円となり、176円の引上げとなっております。2人世帯では293円の引上げ、3人世帯では248円、4人世帯では298円、5人世帯では380円の引上げとなっております。

次のページで、類似団体と比較しております。

順位としては、1人世帯相当分となる8㎡を使用した場合、調布市は上位2番目、その他については3番目という順位となっております。

その下は、類似団体比較をグラフで表現したものになっております。

一番左の棒グラフが現行の調布市の月額使用料、左から2番目が参考パターンの月額使用料となっております。御参考にしていただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。それでは、御質問・御意見があればよろしくお願ひいたします。はい、どうぞ。

○大橋委員 6ページに、改定の方向をまとめてございますけれども、私が前回、少人数の家庭とか、高齢者とか、何か特別な配慮はできないか質問をしたところ、下水道法で特定の方を優遇することはできないという話でしたが、ここの改定の方向等を書いてある細かい配慮というのは、一般家庭全体には向けられている感じがして、十分尽くした検討になっているという感想を受けました。

ただ、8ページの汚水処理原価から見る使用料区分の妥当性というところで、使用量が少ない世帯は処理費の原価にまでも到達していないというのは、少し意外でしたけれども、そのような感想を持ちました。

○長岡委員長 感想ということで。大体が大口で負担しているということは、下水道事業も、水道事業も大体そういう感じです。

それを少しずつ、その累進度を是正しようという動きが、日本全体としてあるかと思っています。完全に、全部がこうは、いかないのかなと。

○事務局 一応検討としては、そういった公平性の確保ということで、処理原価を負担するゾーンについ

て使用者分布を見て、ポリウムゾーンを原価が負担できないか考えたのですが、やはり検討の中で、一般の家庭に過度な負担がかかってしまうので、先ほど6ページで改定の方でお示したように、こういった方向を考えると難しいとの結論がでたところ。あくまで検討の経緯という意味で、8ページに「汚水処理原価から見る使用料区分の妥当性」ということで載せております。

以上でございます。

○長岡委員長 8ページの下グラフで言うと、大口もかなり上がっているということですか。そういうグラフですか。前よりも大口の負担が大きくなっているように見えるけれども、そういうことになりますか。

○事務局 結果として、そうなっております。原価を負担するゾーンも、ちょっと右寄りになったので、30㎡から50㎡の間ぐらいの方が負担増ですが。

○長岡委員長 負担が一番大きいのは、増えたのがどこですか。50㎡ぐらいか、100㎡ぐらいかな。これだけ見ると、累進度はそれほど是正されていないですが。

○事務局 一見、そのように見えるのですが、一番上の累進度でお答えしますと、1,000㎡を最小区分の8㎡で割ると、恐らく右の図のほうが累進度は低くなっております。計算式で説明いたしますと、左側の図は176.9割る43.8、右側の224.1割る63.8となります。

○長岡委員長 計算するとそうですね。ほかにいかがでしょうか。どのようなことでも結構です。

○持田委員 同じようなことで、8ページの下表です。結局のところ、原価を超える部分と、ポリウムゾーンは実際には合っていないというか。ポリウムゾーンより高い人が実際には多く負担していることになるかと読めるのですが、私もここで言わんとしていることが少し分からないところもあります。

実態として、ポリウムゾーンの方は少し低目の負担にしているのですよということを言おうとしているのか。それとも、改定しても、やはり大口には多く御負担いただくのですよという結果を言おうとしているのか。比較して、ではもう少し低い水量の方を上げればいいのかとか、いろいろな見方ができてしまうと思うのですが、意図としてはどうでしょうか。

○事務局 分かりづらくて申し訳ございません。まず検討経緯を示したかったということと、結果としては、改定の方に沿った形で、一般家庭に配慮しているということを示す図になっております。

○長岡委員長 30㎡のところは原価よりも低いと。これがポイントということですか。事務局の資料説明

でもそうだったように思ったのですが、そういうことでよろしいですか。

○事務局　そうですね。

○長岡委員長　ほかにいかがですか。どうぞ、山内委員。

○山内委員　大きく2点ですが、7ページの「参考パターン」とした場合、類似団体との比較で調布市が最も高くないというか、2番目とか3番目という御説明があったかと思います。

まだ未確定の事業費用が明らかになった場合、この使用料水準をもう少し上げなければいけないかと思っておりますが、都内類似団体の今後の改定動向などは把握しているのかが1点。

もう1点は、使用料の改定が令和8年度予定となっております。市として使用料改定案を定める時期は、恐らく来年度になるかと思うのですが、いつ頃を想定しているのかという、2点、お願いします。

○長岡委員長　では、お願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。

まず最初の御質問、他市の改定動向につきまして、都内類似団体において、直近で下水道使用料改定を予定している団体はないと認識しております。ですが、経営戦略の改定については、調布市と同じように、ここ数年で改定予定と聞いております。

具体的には、今年度に調布市のほかに2団体、令和7年度に1団体、令和8年度に1団体が改定を行う予定と聞いております。

経営戦略を改定するということは、使用料改定の必要性に関する検証を行うことと、経費回収率向上に向けたロードマップを策定するというのが補助金の交付要件にもなっていますので、各団体が必ず検証すると思われま。

そういったときに、流域下水道の維持管理負担金の単価見直しが予定されていることから、ほとんどの団体において経費回収率が下がるかと思っておりますので、そうしますと使用料水準の見直しを検討せざるを得ない状況になると思っております。したがって、調布市が突出して最高水準の使用料にはならないと見込んでおります。

それから、2番目の御質問ですが、今、令和8年度の改定見込みとしておりますが、下水道条例の改正が必要になりますので、来年12月議会上程できればと考えております。

その後、周知期間を考慮すると、令和8年4月施行は難しいと思っておりますので、10月頃を予定いたします。

以上です。

○長岡委員長 よろしいですか。ありがとうございます。ほかにいかがですか。どうぞ。

○高橋副委員長 私も感想だけなのですが、パターン1も2も、極端な状況で試算したと理解していますので、その間を取って、こういうところがいいところなのではないかと参考パターンを示していただいたと理解しました。

最終的には流域下水道の負担金がどうなるか次第で改定率が変わってくると思いますが、このような方向性になることに異論はございません。

あともう一つは、来年度に使用料改定の方向性ということですので、議会での議決後については、使用料が増えることに対して市民への周知、広報はしっかりされたほうがよいかという感想です。

以上です。

○長岡委員長 はい、ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

では、私からのコメントですが、基本使用料の割合を高くするという方向は私も賛成なのですが、その目的として、経営の安定性という理由が突出しているような気がします。

それはそのとおりなのですが、それに加えて、やはり全員で、市民みんなで負担するという考え方と、あと、やはり下水道の経費というのが、固定的な経費のほうが従量的なものより圧倒的に多い体系ですね。管渠のような固定費、資本費が圧倒的に多いので、そういう費用構造を考えると、固定費で多く取るほうがいいという考え方も当然あるので、固定費をより多く取るという考え方で、もう少し市民に納得してもらおうような理由づけがほしいと思いますので、御検討ください。

方向性はいいのですが、説明の仕方としてということです。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○長岡委員長 あとはよろしいでしょうか。

それでは、使用料体系については6ページの改定の方向性を踏まえたうえで、具体的に使用料を算定していただきたいと思います。繰り返しですが、使用料改定を行う際は、その時点における経営状況に基づき、使用料改定案を策定してください。その上で、改定の方向性は、この3点に留意して、使用料体系を決定していただければと思います。

まず、方向1としては、基本水量を変更した上で、少量使用者の負担を軽減する。方向2が一般家庭に配慮する。それから、方向3が都内類似団体の使用料体系を参考にする。この3点に基づいて、これから具体的な使用料体系を決定していただければと思います。

そのようなことでよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○長岡委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、その他でございます。事務局から御報告をお願いします。

○事務局 まず、お手元にお配りしました「新選組局長 近藤勇 生誕190周年」と書かれた紙を御覧いただけますでしょうか。こちらは先ほど、経営戦略案の資料の説明の中で、収入確保の取組としてクラウドファンディングを取り上げさせていただいたものです。

内容としましては、調布市にゆかりのある新選組局長、近藤勇にちなんだデザインマンホール蓋を、西調布駅北口から甲州街道にかけて、合計15か所を設置しようという試みになっております。

今月10月1日から募集を開始して、現在、当初の目標額100万円を達成し、新たに150万円を目標に定めて、12月30日まで寄付を募っております。よろしければ、後ほどQRコードから詳細を御覧いただければと思います。

あと、次回の第6回委員会の日程でございますが、来年2月中旬頃を予定しております。今後、また日程調整させていただきますので、その際はよろしく願いいたします。

事務局からの報告は以上となります。

○長岡委員長 ただいま事務局から御案内がありましたけれども、皆さん、積極的にお願いいたします。

下水道の広報というのですか、下水道を市民に知ってもらう作業は大切だと思いますので、ぜひ御協力いただける方はお願いします。

その他、全体を通しまして御意見、御質問はございますでしょうか。

では、ないようでしたら、これで第5回の専門委員会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

—了—